

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国民健康保険滞納整理支援システムのデータ抽出業務の委託について
----	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

事業の概要

事業名	国民健康保険滞納整理支援システムのデータ抽出業務委託
担当課	医療保険年金課
目的	国民健康保険情報システムへ移行するセットアップデータ作成のためのデータを抽出する。
対象者	国民健康保険料が賦課されている世帯主及びその世帯員
事業内容	<p>1 データ抽出の経緯</p> <p>平成 29 年度第 2 回本審議会で「国民健康保険情報システムの再構築について」全体内容を付議した。その中で、当初滞納整理支援システムのデータ抽出については、区職員で行う予定であったが、その後データベースの詳細な構築内容がシステムを構築した事業者でないと不明であり、区職員がデータ抽出業務を行うことができないことが判明したため、滞納整理支援システムのデータ抽出業務を委託することとした。</p> <p>2 処理対象者</p> <p>国民健康保険料が賦課されている世帯主及びその世帯員</p> <p>3 対象者数</p> <p>46, 565 世帯</p> <p>4 データ抽出回数</p> <p>平成 29 年度 2 回、平成 30 年度 2 回</p>

件名 国民健康保険滞納整理支援システムデータ抽出業務委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先	株式会社 シンク 【プライバシーマーク付与認定】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【国民健康保険料が賦課されている世帯主及びその世帯員に係る情報項目】 別紙資料38-1のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(滞納整理支援システムサーバ)
委託理由	上記委託先は、滞納整理支援システムの導入にあたり、システム開発を担当した事業者であり、かつシステム導入以降継続してシステム運用保守委託契約を締結している事業者である。この事業者にデータ抽出業務を委託することで、適正かつ確実なデータの抽出を行うことができる。
委託の内容	滞納整理支援システムのデータ抽出業務
委託の開始時期及び期限	テストのためのデータ抽出を平成29年11月10日から平成30年2月末日まで(本番データ移行のためのデータ抽出を平成30年7月から平成31年2月11日まで継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 実データを使用した検証作業は、職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 3 すべての作業は、庁内で行い、区職員が立会う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 上記委託内容の業務遂行に当たり、データ抽出には区職員が立ち会う。 3 上記委託内容の業務遂行の後、抽出後のデータ検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は個人情報をういた検証は行わない。 4 全ての業務は、庁内で行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。